

鷹・鷹献上と奥羽大名小論

長谷川 成一

はじめに

「諸国鷹出所地名」⁽¹⁾と題する折帖が、内閣文庫に所蔵されている。この史料は、大鷹・鷯(はいたか)ワシタカ科の小型の鷹・隼などの産出地を全国的に網羅したものであって、松前、陸奥、南部、津軽、佐竹、上杉、戸沢、伊予、遠州、駿州、長州、薩州、信州、濃州、野州、武州、甲州、上州、飛州、奥州(磐城)、常州の順で各地の郡・村・字名を列記している(松前のみは、町村と字名)。また享保期以降と推定される「鷹出所名録」⁽²⁾(若干の異同を除けば、「諸国鷹出所地名」とほぼ同様の内容)には、全国の鷹出所地六七四地点を教えることができる。鷹の出所地は時代によって多少の変易があつて、計算方法如何でも異同が存するのであるが、「鷹出所名録」によれば、松前・南部・佐竹・陸奥・上杉・津軽・戸沢・磐城の各出所地合計は、総合計の中に於て六七%に達する。

松前以下右述の地域は陸奥・出羽両国に該当する訳であつて、

奥羽両国は鷹の出所地として全国的にも圧倒的な量を保持していたと解されよう。また両史料ともに、磐城を除く奥羽地方の鷹出所地名を大名の領地名もしくは家名で記載しているのは、これらの地域の外の各地が国名で括っているのとは根本的に記入方針が相違することを表わしている。要するに松前以下六ヶ所に於ける鷹の出所地は各大名毎に掌握されていたのであつて、大名と鷹出所地が密接な関係を有していたことを示唆している。

次に徳川將軍家への鷹献上に関して、これも享保期以降と推定される史料によれば、恒常的に献上を実施していたのは、一、二大名家であつた。⁽³⁾ そのうち松前家の黄鷹一五居を筆頭に、奥羽大名

(松前・仙台伊達・津軽・佐竹・南部・上杉・戸沢)が全体の七割(五五居のうち三九居)を占めており、偶然ではあるが先述の奥羽における鷹出所地とほぼ似た数量を示している。因みに奥羽大名の外に鷹献上を実施した大名は、長岡牧野家・松山松平家・丹波松平家・尾張徳川家・諏訪家の五家であり、いずれも黄鷹⁽⁴⁾ではなく雀鷯・巢鷯・鷯であつた(諏訪家は釜無山で鷹巢の発見がなか

つた場合、鷹献上は免除された。⁽⁵⁾

このように鷹の出所地と鷹献上大名には、地理的にも数量的な側面に於ても、いずれも不可分の関係にあることが想像され、ここに奥羽地方を特色づける歴史的な要素が浮上してくる。そこでは、近世中期に鷹の大量産地として全国的に位置づけられた奥羽地方に対して、近世に至る迄の歴史の中で鷹をめぐる問題が、如何なる影響を与え、更に幕藩国家に於ては如何なる政治的意義を有していたのかが問われてこよう。また最近の研究では、大名による諸品献上は原則として將軍と大名との主従関係(御恩と奉公)に基づくものであつて、軍事的課役・勤役・役儀と同様に、大名の広範な奉公を形成するといわれている。即ち奥羽大名の鷹献上は、幕府への奉公に該当する訳であるから、その内実説明に主な視点を据えて、以下順を追つて考察を進めてゆくことにしたい。

なお、本稿では幕藩国家と奥羽大名との関係構造を追求する目的を持つものであるから、対馬藩の鷹献上ならびに朝鮮国からの鷹移入に関しては、本来のテーマから逸脱すると考え触れないことにする。また鷹狩・鷹場制度についても今回は同様に言及しない。

一 古代・中世奥羽地方と鷹

七世紀東国からの白鷹貢献は、『日本書紀』卷二九にみられる⁽⁶⁾ところで、この場合の東国が必ずしも奥羽両国を指すものでない

ことは言うまでもない。皇室への献上鷹の産地が奥羽地方であることを示す事例としては、『大和物語』に「同じ帝、狩いとかしこく好みたまひけり、陸奥国磐手の郡よりたてまつれる御鷹、よになくかしこかりければ、になうおぼして、御手鷹にしたまひけり⁽⁸⁾」とあり、奈良の帝の愛用鷹は陸奥国磐手郡より産出したものと記しており、八世紀律令国家に於ける鷹献上と奥羽地方との関係を描き出している。

しかし、中央政権に進上すべき諸国物品の名称や数量などを規定した『延喜式』主計式の条文には、奥羽地方に関しては調庸の外に年料別貢雑物にも鷹の品目は見当らない。民部式の交易雑物にも、陸奥は葦鹿皮・独犴(北方の野犬)皮・砂金・昆布など、出羽は熊皮・葦鹿皮・独犴皮の貢上規定が存するのみで、鷹は記されていない⁽¹¹⁾。これら『延喜式』の規定がどの時点まで遡及できるのか、また、八世紀の実情に近いものかどうか明らかにならぬが、制度上この段階では、鷹貢上は奥羽両国に明確な形で義務づけられていなかったのではなからうか。

九世紀に入つて、承和十二年正月二五日の「太政官符」に、奥羽両国の貢上雑物使等は初位已下の子弟を宛て、貢物を進上すべきこと、鷹・馬貢上使はその限りにあらざること、律令駅制に拠つて両国より鷹・馬の貢上を実施すべきことが規定され、貢上使は特別の取扱ひを受けた。このほか、貞観元年八月に五畿七道諸国に鷹貢上を停止する勅が出されているの⁽¹³⁾をみれば、九世紀に

は全国的に鷹の貢上が求められていたことは想像される。なお一〇世紀に入つて、天元元年に出羽国から鷹八連の献上があつて、円融天皇の御覧に供したことが知られるが、右の鷹がはたして貢上使のもたらしたものであるかは、関連する史料が見当たらないため不明である。

律令国家に於ては、少なくとも八世紀までは鷹貢上が律令財政の中に必ずしも包摂されたものではなく、奥羽兩國から不時の貢献が行われていたものであろう。九世紀に入ると兩國から京納の貢上物として、恒常的に鷹の駅送が行われた可能性を窺い得るが、既に律令駅伝馬制は崩壊に瀕し律令農民の疲弊著しく、奥羽兩國からの鷹貢上制には崩壊の兆候がみえていたと言つても過言ではあるまい。

鎌倉幕府に於ては、武家の棟梁たる源頼朝が放鷹を好まず、建久六年九月二十九日、「可停止鷹狩之旨、被仰諸国御家人。於違犯敵制之輩者、可有其科。」と定め、神社の供祭に於ける贊鷹を例外として、御家人に放鷹を禁じた。右の禁令は別として、開幕後將軍家に対して鷹献上が全く存在しなかつた訳ではない。禁令交付の前年の建久五年に、葛西清重が頼朝に白大鷹を献上した。葛西清重は、周知の如く奥州合戦に功があつたとして、頼朝から陸奥国に「胆沢・磐井・氣仙・牡鹿・江刺の数郡、並に海浜六十六島を下賜」(奥羽旧事)され、陸奥国内御家人の統率と平泉郡内の治安維持の任務を与えられた。換言すれば、奥州総奉行として伊沢家景とともに陸奥国の支配に従事した清重は、陸奥国守護職の

任に相当する役目を負つた訳で、その人物が將軍家に対し鷹献上を行つたのである。当該事例は次に述べる中世伊達氏の動向を考ふる上で、注目し値する。

そもそも奥州支配の伝統は、平泉藤原氏時代の陸奥守・鎮守府將軍から鎌倉時代の奥州総奉行、建武中興期の陸奥守・鎮守府將軍を経て、室町時代の奥州探題・守護職へと伝えられた。大永五年、伊達晴宗が奥州探題職に任ぜられた際に給された、足利義輝御内書には、

就奥州探題職儀、為礼大鷹一本、馬一疋雲雀毛、黄金卅兩到來、日出候、猶晴光可申候、為其差下孝阿候也、

九月廿四日 (足利義輝御内書)

伊達左京大夫とのへ

とあり、奥州探題補任の礼物として、伊達氏が鷹・馬・黄金を足利將軍家に献上した由が知られる。伊達氏は奥州探題に補任されることで奥州に於ける伝統的支配権を確認された訳であつて、その礼物たる鷹は陸奥国支配と密接な関係を有していたのではないかと推察する。これより先、足利義教・同義政の御内書には、奥州探題大崎氏より鷹を送られた事についての謝礼が纏々述べられており、鷹を介しての足利將軍家との服属関係締結は、伊達氏一人の特例ではなく奥州探題職にある者にとり常例として継承されたものである。

地方権力が中央政権との接触をもち、中央政権から支配権を承

認される場合、奥羽諸大名は鷹献上を媒介としたのであって、奥州支配の伝統継承に重要な機能を果たしたものと考えられる。

二 鷹をめぐる統一政権と奥羽大名

織田政権に於ては、信長が対一向一揆戦争や領主間戦争に忙殺されたため、奥羽大名との関係は、豊臣政権と比較して著しく希薄である。さて天正元年は、一五代将軍足利義昭を二条城から追い出し、越前の朝倉義景、近江の浅井長政等を撃破して、信長が畿内近国の信長包囲網を破った画期的な年であったが、この年以降、奥羽大名の信長に対する接触が開始された。

伊達氏は当主輝宗が、天正三年に信長へ「逸物之鷹馬」を進上して、織田政権との関係を獲得し、以後鷹馬献上を通じて修交を継続した。このほか陸奥では、田村郡の田村清頭(24)の鷹馬貢献(24)が知られる。出羽では、天正三・四両年に安倍愛季が信長に弟鷹一(25)居と同二居をそれぞれ献上し、信長から太刀を下賜された。「秋田家系図」(26)によれば、このち毎年の如く信長へ馬・鷹を献上した旨が記されており、出羽・陸奥両国の有力戦国大名がほぼ同時に信長政権への鷹献上を開始し、いずれもそれを恒例としたことは注目されよう。安倍氏の外には、出羽国では仙北の前田氏、陸奥の遠野氏が天正七年七月に信長へ鷹献上をしたことが『信長公記』(27)卷一二に記され、また最上義光も翌八年に青鷹一連・馬一

匹・鎧等を信長に進献している。(28)最上氏の場合、代替りによる家臣背反の背景も存したが、義光は右の贈物と共に「累代相統の系図」を信長へ呈上し、返書に最上出羽守の受領名を授かって家中(29)に対し支配の正統性を主張する根拠とした。この外、出羽の大宝寺義興も天正九年に鷹・馬を信長に進献(30)しており、奥羽大名が織田政権に対して、修交乃至臣従を求める際には、鷹・馬を進上するのが通例となっていた。しかも両国の有力大名にあっては、後述する徳川政権期の如く毎年の献上が実施されていた可能性が強い。

ところで「秋田藩採集文書」(31)一二には、天正三年（筆者の推定）二月二〇日付の次の信長朱印状が収められている。

雖未申通候、以書之次令啓候、仍為鷹所望鷹師兩人差下候、往還諸役所路次番并餌之事、無異儀被仰付候者、可為歓悦候、珍鷹同易物出来候者、御馳走所仰候上、御相応之儀承候者珍重候、猶南部宮内少輔可申候、恐々謹言

信長（朱印）

二月廿日
謹上 下国殿

右朱印状の要旨は、鷹所望のため信長は自分の鷹匠を送るので往還・餌等の世話を秋田氏に依頼するというものである。これに対する返書は見当たらないが、天正五年閏七月二〇日と推定される愛季書状案に、鷹師衆下向の件が記され信長から礼物太刀を受領している所からして、信長鷹師衆の下向は事実として存在したことは明らかである。この場合は不時の鷹師秋田下向であり、当例を

以て速断するのは危険であるが、統一権力たる織田政権自らが鷹を出羽国に求めて来た事は、次の豊臣・徳川両政権との連続面を考察する上からも着目に値しよう。

奥羽地方の諸大名に豊臣政権の威令が徹底するのは、天正一八年の小田原の陣を経過して後のことである。信長死去の天正一〇年から同一一八年に至るまでの期間に、奥羽大名は既に豊臣政権との間に様々な形で対応関係を持っていた。

織田政権との比較に於て、豊臣政権と奥羽大名の鷹をめぐる関係には、次の特質が考えられる。信長は鷹等の献上を待つて諸大名の臣従と修交関係を継続したが、秀吉は鷹進上を各大名に積極的に求める形で、彼らを自らの権力体系の中に組み込むことを意図した(豊臣政権の場合、大名と統一政権との対等の応接・修交はありえず、大名は統一権力に服属させられるのみである)。伊達氏は天正一〇年以降、相馬氏、最上氏、佐竹氏、芦名氏、大崎氏らと戦い、南奥に勢力を拡張していたが、天正一六年、前田利家から鷹進上を秀吉に成すべきことを勧められた。利家は「関白様、御鷹被為教寄候ニ付而、被成御書候条、可然鷹御進上上存候、方々へ被仰遣候間、鷹数多者不入申候、黄鷹鳥屋にても、能鷹尾羽を不打候て、鷹師ニ被入御念、御進上可然候」と、あわせて政宗が最上義光と和睦すべき事を勧告して、鷹献上を政宗に促した。政宗はさっそく献上に及んだらしく、同年七月四日付の利家書状に右の件が記されている。秀吉の鷹献上の要望は、同年一〇・一二月にもあり、秀吉の代官富田知信は、関白が政宗の所蔵

にかかる「鶴取之鷹」を是非所望しているので、献上するようにと述べており、更に書状の猶々書に於て「返々も鶴取御鷹、早々御進上候て可然存候」と念を入れた(37)。前田利家の前記書状と同じく、富田は献上の件とあわせて佐竹・最上両氏と伊達氏とが和睦を成立させること及び上洛を勧告した。翌天正一七年には、「目赤之鶴取之鷹」を関白が所望しているので、早速献上されたいこと、その際「自然有御遅延者如何之間、此度以彼者申宣候」と威嚇し、政宗に当鷹の献上が敏速に実行されるべきこと、並びに上洛の催促を富田は告げた。秀吉からは、同年六月九日付書状を以て謝意が述べられ、鎗国行の太刀一腰が政宗に下賜された。

小田原に参陣するまでの伊達氏と豊臣政権との対応は右の通りであるが、政宗からの鷹献上は全て「関白の所望」によって実施されており、その際に伊達氏の南奥に於ける軍事行動の規制と上洛勧告を付随させて統一権力への服属を貫徹させようとした。このことは鷹献上のあり方が、織田政権と本質的に相違するものであることを物語っている。なお、津軽氏は小田原に参陣して、自領安堵と南部氏からの独立承認を得たが、その節やはり鷹を関白に献上して服属の意図を明確にした。

出羽地方の大名の動向は、伊達氏とはやや異なる。最上氏は小田原参陣の前年より徳川家康を介して、豊臣政権への接近を図った。天正一八年と推定される二月四日・三月二二日の家康書状によれば、最上氏から献上された鷹は、家康によって秀吉に披露されたことが記されており、家康はまた北条攻略の時期を義光に通

報して参陣を勧告した。最上氏以外の出羽地方の諸大名は小田原陣後、統一権力の威勢が奥羽に及んだ過程で鷹献上を自主的に行なつて、豊臣政権に服属した。⁽⁴²⁾ また文祿五年、秋田実季に宛てた秀吉朱印状に鷹献上に対する謝礼とともに、材木献上に精を入れるべきことが述べられている。次章に於て述べるが、材木も鷹も実は軍役・物成として負担すべきことが定められた品目であることを考慮に入れるならば、鷹献上は統一政権に対して大名が負担すべき御役奉公として認められるものであり、明らかに統一政権と大名との主従関係を構成する支柱であつた。

豊臣政権と奥羽大名の鷹献上をめぐる動向は右の如きものであるが、同政権の鷹問題に關しては更に次の特質を見出し得る。それは鷹の特産地を特定して、鷹がその地から他国へ売買もしくは狼りに搬出されることを防止し、当該地の大名に鷹の保護を命じたことである。陸奥・松前・津軽の鷹と日向鷹の独占がそれであつた。日向鷹は戦国期に於ても珍重されたもので、足利義昭が島津氏に所望していたことは彼の御内書⁽⁴⁴⁾によつて知られる。天正一五年の秀吉による九州平定の後、秀吉は島津義弘に「日州鷹巢奉行事」を命じて、日向鷹の保護と移出の取締りを強化させた。秀吉の九州支配・統一政権樹立への歩みが、鷹巢をもその権力下に組み入れたのである。この間の事情は、芥川龍男氏の論稿「戦国武将と鷹⁽⁴⁵⁾」に詳しいので参照されたい。右の事柄は奥羽地方にも類似した性向をみせており、文祿期と推定される蠣崎盛広宛の秀吉

朱印状には、

其^(地方)巢鷹、自余へ出候事、一切令停止候、如先々可申付候、並

商売船之事、最前モ如被仰出、夷江直不可相付候、^(中略)

極月二日

秀吉印

蠣崎甚五郎殿^(盛広)

とあり、「商売船」の「夷」との直接取引を禁止し、松前城下のみで商取引を行うことを規定すると共に、他領へ巢鷹を移出することを厳禁しており、先述の日向鷹と同じく蝦夷地鷹の統一権力による独占を目指している。これは津軽に於ても同様であり、巢鷹の特産地鷹の独占は、産地からの移出・商売の禁、巢鷹の保護だけではなく、其地から京都迄の鷹輸送に当該輸送路にあたる諸大名を動員することで完成した。秀吉は文祿二年正月に日本海沿岸の大名に対して次の朱印状⁽⁴⁸⁾を發した。

巢鷹從松前、毎年、蠣崎志摩守、可居上候間、於泊々、宿巳下

不可有異儀候、並飼之事、其所ヨリ入念可申付候也、

文祿二正月六日

朱印

秋田安藤太郎領内

(以下五大名略、各大名の名は付表に明記してあるので参照されたい)

西近江中
其外泊々々々

松前から京都迄の鷹輪送は、海上航路を以て実施された訳で、右の朱印状とはほぼ同文言の朱印状が、津軽からの鷹献上実施のため、日本海沿岸地域に給された。要するに豊臣政権下に於ける奥羽地方の鷹独占は、松前・津軽両地を特産地として特定し、京都に至る泊々の地域を鷹輪送に従事せしめることで、いわば海上に伝馬(船)制を布き、日本海沿岸大名を實質的に統一政権の権力体系に組み入れたと考えられる。

徳川政権は豊臣政権の方向をほぼ全面的に継承する形で、鷹をめぐる様々な措置を採った。ただし両政権の間には二つの相違点がある。一つは鷹輪送に関して、豊臣政権が海上輸送を採用したのに対し、徳川政権は主に陸上輸送に転換し、松前から江戸への鷹輪送に伝馬制を適用した。(50) 更にもう一点は、津軽が特産地からはずされ、鷹輪送ルートの本州側の始発点とされたことである。

これには様々な理由が考えられる。本来、津軽は松前ほど鷹の産出量が多くなかったこともあろうが、幕府の津軽藩に対する特殊な政治的位置づけも考慮に入れなくてはならないであろう(詳細は別誌拙稿を参照)。さて鷹輪送を命じる老中奉書は、慶長九年四月一〇日に出されたのを嚆矢として、以下將軍の代替り毎に発給された(五代將軍綱吉は、生類憐みの令によって知られるように、各大名に鷹献上を禁じたので、右の奉書は出さなかつたものと考ええる)。その文言は、

急度申入候、從松前上り申候御鷹共、御領分罷通候刻、不寄何

時、夫伝馬御鷹之餌以下、從松前伊豆守理被申候者、可有馳走
旨上意候、恐々謹言

四月十日

青山図書助 成重

(以下略、宛名の各大名は付表に記してあるの
で参照されたい)

と、各將軍期に給した奉書は、右の奉書を踏襲した。周知の如く徳川家康は、右奉書の前年慶長八年に將軍職に就いており、名実ともに全幕藩制の最高権力者として登場した訳で、鷹献上をその翌年に命じたことは、天下にその權威を徹底させると共に、奥羽大名を鷹輪送ルートに集約させることで、強力な統制下に置こうとしたものであろう。豊臣政権以来の鷹献上ルートに位置づけられた大名を列記すると付表(鷹輪送を命ぜられた大名・地名一覽)のようになる。豊臣政権期には、大名を特定できず泊地点を指示して負担を命じているに過ぎず、徳川政権では陸奥・羽後・羽前・陸中・陸前・下野・岩代・下総各国の主要街道を領内に持つ各大名が、役負担の対象とされた。(54) なかんづく陸奥・出羽両国の主要大名・旗本はほとんど網羅されており、彼らは全幕藩制期を通じて、松前からの鷹輪送役を幕藩統一権力たる幕府より賦課されたのである。

織田政権は鷹師衆を個別に各大名に派遣して、鷹を求めることをしたが、豊臣政権では産地の特定化と鷹輪送を実施することで松前・津軽・日向の鷹を太閤の独占にした。その上、輸送の泊地にその都度朱印状を交付して輸送賄いを命じる方式を採ったが、

た 大 名 ・ 地 名 一 覧

元和10,老中奉書	寛永11,老中奉書	寛文4,老中奉書	享保2,老中奉書
津 輕 越 中 守 南 部 信 濃 守 佐 竹 右 京 大 夫 岩 城 四 郎 次 郎 六 郷 兵 庫 頭 仁 加 保 兵 庫 頭 酒 井 宮 内 大 輔 戸 沢 右 京 亮 鳥 井 左 京 亮 松 平 陸 奥 守 上 杉 彈 正 少 弼 松 平 下 野 守 芦 野 民 部 守 大 田 原 備 前 守 福 原 淡 路 守 狐 川 御 宿 老 中 守 奥 平 美 作 守 永 井 右 近 大 夫	津 輕 平 藏 南 部 山 城 守 佐 竹 修 理 大 夫 岩 城 左 兵 衛 本 城 領 仁 加 保 内 膳 仁 加 保 内 記 酒 井 宮 内 大 輔 戸 沢 右 京 亮 鳥 居 左 京 亮 土 岐 山 城 守 松 平 陸 奥 守 上 杉 彈 正 少 弼 加 藤 民 部 少 輔 丹 羽 五 郎 左 衛 門 芦 野 民 部 守 大 田 原 左 兵 衛 福 喜 連 内 膳 喜 奧 平 美 作 守 土 井 大 炊 頭	津 輕 越 中 守 南 部 山 城 守 佐 竹 修 理 大 夫 岩 城 伊 子 守 六 郷 伊 賀 守 仁 加 保 孫 九 郎 仁 加 保 内 記 酒 井 左 衛 門 尉 戸 沢 能 登 守 土 松 平 山 城 守 同 下 総 守 上 杉 龜 千 代 丹 羽 右 京 大 夫 本 多 下 野 守 芦 野 民 部 守 大 田 原 山 城 守 福 喜 連 淡 路 守 喜 奧 平 美 作 守 三 浦 志 摩 守 土 井 大 炊 頭	津 輕 土 佐 守 南 部 大 膳 佐 竹 右 京 大 夫 岩 城 伊 子 守 六 郷 伊 賀 守 仁 加 保 内 記 仁 加 保 又 四 郎 酒 井 左 衛 門 尉 戸 沢 上 総 介 松 平 越 中 守 堀 田 伊 豆 守 松 平 陸 奥 守 上 杉 民 部 大 輔 丹 羽 右 京 大 夫 松 平 大 和 守 芦 野 左 門 大 田 原 飛 驒 守 福 喜 連 刑 部 守 喜 奧 平 美 作 守 土 井 山 城 守 本 多 中 務 大 輔

註 本表は「福山秘府」(『新撰北海道史』84~91頁)、「津輕古文書」をもとに作成した。大名の名および地名は、全て史料に記されている通りとした。なお、本表では、享保2年迄しか載せなかったが、津輕家文書(弘前図書館)には、天明8年8月27日付の鷹送りの老中奉書が架蔵されている。内容は、享保2年のものと受領名の異同のほかは、大名の名及び数も同じであるため、敢て掲載しなかった。

中村孝也『徳川家康文書の研究』（日本学術振興会 昭和三五
年）は、徳川家康が発給した文書を網羅、集大成した研究書とし
て、学術的に高い評価を与えられている。当研究に集録されてい
る文書の内、関ヶ原の戦以降家康の死没まで、家康が各大名に発
給した書状・黒印状の中で、鷹献上を謝した文言のある文書（年
記の判明するもの）は極めて少なく、最上氏・津軽氏・宗氏・上
杉氏へ宛てた御内書⁽⁵⁵⁾などをみるにすぎない。

家康に対する鷹献上は右の如きものであるが、鷹に関する幕府
の諸規定並びに方針は家康時代にほぼ出揃ったと言っても過言で
はない。前章で採り上げた鷹輸送の件も慶長九年に出された老中
奉書が代々踏襲されて、松前からの鷹献上の制は確定した。また
慶長九年の私的鷹狩と売買の禁、同一七年の公家衆「鷹つかひ」
禁止⁽⁵⁷⁾など、放鷹の権利を公家から取り上げ、武家に帰属させるな
ど、全幕藩制を通した方針が着々と形成された。なかでも徳川政
権が豊臣政権と根本的に相異なる点は、先の公家衆放鷹の禁止の
外に、鷹産地の特定化を幕府はせず（松前は豊臣政権を踏襲）、産
地は全て全幕藩領主の所有に帰するという方針を打ち出したこと
である。家康の段階では未だその段階に到達していなかったが秀
忠・家光は「単鷹の制」を発令⁽⁵⁸⁾して、五人組による単鷹の保護を
命じ盗業者を刑に処する旨を厳達した。即ち幕藩領主階級にのみ
鷹の保持が認められ、それ以外の階級に所屬する者は、原則的に
単鷹の発見もしくは単鷹の保護に従事するように位置づけられた
のである。

幕府の方針は右の有様であったが、諸藩の動向をみてみるに、
鷹の産地である秋田では、既に元和期に幕府に先行する形でその
動きは出ていた。元和二年五月、佐竹義宣は諸鳥法度を仙北に下
して、鷹の餌となる雀やその他の鳥を領外へ移出、売買するのを
禁⁽⁵⁹⁾じ、領主階級による鷹餌の独占を目論んだ。また領内産出の鷹
は全て領主の所有に属するとして、農民の捕獲した鷹を献上させ
て褒美銀を下賜⁽⁶⁰⁾するなど、鷹の領主階級への帰属を徹底して励行
した。そもそも佐竹氏入部以前に於ては、鷹は軍役・物成として
見做されていた形跡がある。慶長二年九月三日の『浅利頼平物成
上申覚書写』⁽⁶¹⁾によれば「御検地之年秋田方へ任軍役物成上申覚
覚」の中に、天正一八年分として舟木・金子・帆柱とともに、「大
鷹（小）壱ツ」、文祿二年分には蔵米・帆柱の外「大鷹二ツ・せう壱ツ
岩右近ニ渡候」と、これらの品々を秋田氏へ貢上していたことを
浅利氏は、秀吉の奉行長束正家へ報告しており、鷹は物成・軍役
として徴収の対象とされていた。この段階では全ての鷹が領主に
帰属するものであるという認識は生じておらず、被徴収者の側に
保持する部分が存在した。それが徳川政権期に入つては、その保
持分が抹消され、全く領主佐竹氏の所有に帰したのである。

次に幕藩領主の領内鷹に関する認識について吟味することにす
る。元和四年九月、上杉景勝の鷹匠衆が秋田に鷹を求めて来た
時、秋田藩では次のように述べている。

爰元ニハ売鷹一切無之候、当国ニテ被取候鷹ハ、上様へ進上被^(徳川秀忠)

致、義宣手遣ニハ松前も毎年所望被致候段、委申渡、松前へ被
参候而可然由、申渡候へ共、爰元へさへ始罷下候間松前へ参儀
如何之由、思安被致候、⁽⁶²⁾

右の文言で注目すべきは、当国即ち秋田藩領で捕獲した鷹は全て
將軍家に献上し、佐竹義宣が放鷹に使用するのは、松前に於て購
入した鷹であるという点である。將軍から宛行われた領地から産
する鷹は、將軍の所有に帰するという認識は、鉾山の場合との類
似性を想起させるが、鷹に対する幕藩領主の考えが奈辺に在るの
かを窺うのに興味深い。右の認識が全く原則論であるのはいくら
でもないことで、佐竹氏による幕府への献上鷹が領内産だけでは
なく、松前より捕獲したもので賄っていることも事実である。ま
た鷹を松前だけでなく山形や常陸鹿島や下総で購入を行わせてお
り、必ずしも義宣の認識通りに秋田藩が対処していた訳ではな
かった。しかし、松前での購入量が絶対的に多いことは事実である。
松前藩では場所請負制が成立する以前、主要な収入源は通商と金
山のほか、鷹場所であった。海保嶺夫氏によれば、鷹は各大名か
ら需要が多く、蝦夷地に多数の鷹を産出する松前藩は鷹を多く捕
獲できる場所を知行として家臣に与えていたと言われ、鷹販売で
得る収入は松前藩の財政に大きな地位を占めていた。元和・寛永
期をみても、秋田城下を経由して松前に鷹購入に赴いた大名は、
佐竹氏は勿論のこと上杉・戸沢・越前松平・戸田・松浦・尾張徳
川・京極・紀伊徳川・加賀前田・会津加藤の各家であったが、最
も頻繁に松前へ向い、大量に鷹を買い求めたのは幕府鷹匠衆であ

った。⁽⁶⁶⁾

秀忠・家光期に於ける幕府への諸藩の鷹献上は、実に膨大なも
のである。⁽⁶⁷⁾ 献上大名は奥羽諸藩に限らず、全国的広がりをも
っている。この寛永九年には、秀忠死去によって大御所時代が終つて、
家光の將軍独裁体制が開始する所謂「御代替り」が実現した。そ
の際の祝儀として鷹献上を行なった大名は、九年分のみで二十七家
に達したものの、この年を堺にして鷹献上は減少した。特に同
年は献上大名の地域が著しく拡散しており、量的にもピークを形
成している。しかしこの年も含めて奥羽諸藩の鷹献上は、当然の
ごとく回数の上からも他を圧倒している。この際注意しなければ
ならないのは、家光期以後、『徳川実紀』に大名からの鷹献上の記
述が見られなくなることである。ところが各藩からは事実上、鷹
を献上しそれに謝意を示す老中奉書が給されているにも拘らず、
それが『実紀』に記録されないのも、諸藩の献上状態がいかなる
ものであるのか見当がつかない。鷹献上藩が次第に淘汰されてい
ったことも考えられ、産地である奥羽地方も含め先述した一二家
に、定期的に献上する藩が限定されていったものであろう。しか
し先述の如く鷹の産地は奥羽地方だけではなく全国にまたがって
いるものの、奥羽諸藩が特に大量の鷹献上を恒常的に実施した背
景には、律令国家に於ける鷹貢上使の存在、中世に於ては奥州総
奉行・奥州探題の鷹献上、その各々の伝統と系譜が基盤として存
在したからではないかと考える。あわせて佐竹義宣のいう領内産
鷹は上様のものという認識が相乗して、幕藩制全期を通じて幕府

への鷹献上が奥羽諸藩によって主に行われたのであろう。

由利地方と鷹 由利地方は「諸国鷹出所地名」及び「鷹出所名録」いづれにも、鷹の産地として登録されていないが、郡内での鷹産出の記録は、最上氏の支配下に入った慶長期以降に散見する。最上義光の家臣中山光直は、

態々之御書、精令披見候、殊其地ニ而大鷹・兄鷹二居罷出候儀誠

ニ御目出度令存知候、頃日江戸御手前之御普請衆罷帰候(中略)

拾月四日

中玄光直(花押)

岩右兵様 御報⁽⁶⁸⁾

と岩屋団齋に書き送っており、右の書状は江戸普請の事から慶長一一年と推定され、当年前後に岩屋氏の知行所から鷹の出たことが知られる。このほか年末詳の最上義光書状では岩屋領で産出した鷹を山形へ届けること、更に捕獲した鷹は亀崎(酒田)へ上せて置くことを指図した。これも年末詳の一〇月五日付の義光書状⁽⁷⁰⁾では、自分が出府の際、鷹を幕府へ献上するが岩屋領から産したものであることを、將軍へ明言する旨を岩屋氏に断わっており、岩屋領の鷹は最上氏の鷹献上にかなり貢献したものと思われる。右の事柄を補強する材料としては、次に述べる史料が適当であろう。元和八年、最上氏が改易された後、岩屋領は亀田領に編入されたが、赤宇津より鷹産出が梅津政景のもとに伝えられ、それには、

(前略)様子ハ兄鷹壹つ出申候間、爰元御鷹江戸へ罷登候ハ、同前に為登申度由被申越候、爰元御鷹登候事ハ、何時成共出次

第ノ事ニ候間、爰元へ御鷹師すへ参、待候やうにと返事至候、⁽⁷¹⁾

とあり、亀田領内に出た鷹を江戸に献上する意図であったようだ。このように最上氏から亀田領に編入されてからも此地からは、鷹産出とその献上が行われんとした事は疑いのない事実である。

松前からの鷹献上に由利地方が豊臣政権以来位置づけられたことは、前章で既に述べた所であり、付表を参照すれば一目瞭然である。統一権力による鷹輸送の一環としてだけでなく、由利地方はまた幕府鷹匠衆・諸藩の松前からの鷹購入の道筋にも当たっていた。それに関して、寛永八年一月二日の『政景日記』には、次の記録がある。

一、江戸御鷹居山本藤右衛門被罷立候、御所様へ之御鷹弟鷹二^(家光)

つ之由、本城通り、

一、尾張大納言様御鷹居衆、是も若弟鷹仁つ之由、本城通り、⁽⁷²⁾秋田城下を通過する松前からの鷹師衆は大部分が仙北通りなのであるが、右の史料にみる如く由利・本荘を通過する場合もあり、

この以前同年二月には、撰津尼崎城主戸田氏鉄の鷹師衆も由利を通過する意図を持ち、秋田藩に伝馬と歩夫を要望した。⁽⁷³⁾

最上氏支配時代にも幕府鷹師衆の往来は頻繁であったとみえ、元和六年十一月一日、本城満茂の家臣原田河内守は、平沢村間屋与右衛門に控書を下して、その中に、

一、問屋仁人たるへく候、但駄賃之儀ハ一日ニ志駄宛問屋がつけ可申事、

一、江戸御鷹師衆御路御伝馬堅如在申間敷事、(下略)と定め、幕府鷹師衆の応接と伝馬役遂行に支障のないようにすべきことを令した。

由利地方に於ける鷹出所の問題、幕府・諸藩の鷹輸送に関する役負担の事など、鷹献上をめぐる幕藩国家の動向に、由利郡も決して無縁ではありえなかったことが確認されたことと思う。寛文期本荘藩の松前に於ける鷹購入の問題など、由利郡内諸藩・諸氏の鷹をめぐる問題は数多く残されているが、紙数も尽きたので別稿を期したいと考える。

むすび

以上三章にわたって、鷹・鷹献上をめぐる奥羽地方並びに奥羽諸藩の動向を考察した。古くから奥羽地方は鷹貢・鷹献上の行われた地域として認識され、また諸書に於ても述べられてはきたが、その論拠は意外に明確にされておらず、漠然とそのように言い習わされていたに過ぎない。

小稿では鷹・鷹献上に焦点をあてて、古代以来の奥羽地方の歴史的な位置を筆者なりに浮き彫りにしようとする。その結果、明確に出来た点としては、次に述べる事柄に集約できよう。

第一に、古代律令国家に於ては、奥羽両国の貢上鷹は八世紀の段階では未だ律令財政に包摂されてはおらず、鷹貢上使が歴史的に制度化された実体を持つのは、律令制の崩壊期に於てであった。

それ故、律令国家の中で、奥羽両国の鷹献上が果して制度的に確固たるものであったのかどうかは疑わしく、諸国からの鷹貢上と、あるいは同列であった可能性も考えられる。

第二には、中世に於ける奥羽地方の鷹献上の伝統は、鎌倉幕府の奥州総奉行のそれを基点として奥州探題へと続き、中央政権による奥州支配権の承認と一体となる形で、奥羽諸藩が鷹を献上する根拠の一環を形成したのではなからうか。

第三は、鷹をめぐる奥羽大名と統一政権との対応には、織田政権と豊臣・徳川政権との間には明らかな相違がいくつか存在した。個々の相違点は当該章を参照していただくとして、豊臣政権の鷹をめぐる方針はほぼ徳川政権に継承されたのであるが、豊臣政権では九州日向・松前・津軽を「太閤の鷹」の独占地として特定し、鷹送りに各大名を動員した。徳川政権では更に進めて日本国に産出する鷹を、全幕藩領主階級に帰属させることにした。このような全国的動向に由利地方も無縁ではなく、幕藩制の確立に向けての趨勢の中で、様々な対応を余儀なくされていたのである。

鷹献上をめぐる幕藩制に於ける意義については、次のように結論づけられるであろう。中井信彦氏は、参勤交代、恒例・臨時の献上物を含む將軍に対する諸役負担という幕府権力の強制が、地域のもつ領域としての自己完結の可能性を突き崩して、中央への依存関係を不可欠のものたらしめ、それらの將軍権力による強制が、特定の社会的・地域的分業関係として全国的な支配を実現し

たところに社会体制としての幕藩制の完成がある、と述べておられる。奥羽諸藩に於ける鷹献上は、まさに豊臣政権以来の統一権力による強制に基づいて実施されたものであった。しかも幕府権力によって、松前からの鷹輸送が完遂され諸藩による例年の鷹献上が完全に行われた時点が、まさに幕藩国家に奥羽諸藩が包摂され、幕藩国家の地域的分業関係に組み込まれたときなのである。

以上が小論に於て得ることができた認識であるが、残された問題として、各藩間の贈答鷹の問題、家臣の鷹所持と放鷹に關しての藩主の対応⁽⁷⁾―家臣団統制の問題と直結し、幕藩制崩壊期に於ける鷹献上のあり方などがあげられ、鷹のみではなく馬献上の問題も今後考察してゆかねばならないであろう。小論は、敢て筆者の専攻している時代を逸脱した分野を射程に入れたため、史料の涉猟が不充分で意を充分に尽せない箇所が多々あった。大方の御批正を賜れば幸いである。

註

- (1) 国立公文書館所蔵。
- (2) 『放鷹』(宮内省式部職編纂 吉川弘文館 昭和七年)一二三―一二八頁。「鷹出所名録」と「諸国鷹出所地名」の主な異同点を述べると、後者には濃州が記入されているが前者にはなく、また前者には日光・鹿島として地名でまとめられているが、後者は各々が国名に集約されている。

(3) 右同 一二九―一三〇頁。

(4) 『新撰北海道史』第一(北海道庁 大正七年)一三九頁によれば、黄鷹は一歳のを指し、その中でも弟鷹は芸を善くするため、価値が最も高かったといわれる。

(5) (2)の二三〇頁。

(6) 『日本古文書学講座』六(雄山閣 昭和五四年)一九二―一九八頁、松尾美恵子「奉公」。

(7) 『日本書紀』下(古典文学大系六八 岩波書店)天武四年正月一七日の条。

(8) 『大和物語』(古典文学大系九 岩波書店)三二三頁。

(9) 右同の同頁欄外註に、警手郡は岩手県北上川上流一帯の古名とあり、陸奥国でも鷹産地名が明瞭に表現されているのは、これが初見ではないかと思われる。また『蛭峨野物語』(群書類従二二 鷹部)に、「鷹は坂東以下諸国御つぎ物にそなゆる也」とあって、坂東以下の諸国貢献物で、天皇が清凉殿に出御の上、藏人所に収めたことが記されている。東国からの献上鷹が令外の官で天皇直属の重要な機関である藏人所に格納されたことは、これらの鷹が天皇・皇室の所有に帰するものであったことを窺わせる。

(10) 『延喜式』中編(国史大系二六 吉川弘文館)主計式。虎尾俊哉『延喜式』(吉川弘文館 昭和三九年)にも、鷹貢上に關する記述は見当らない。

(11) 『古代の地方史』六 奥羽編(朝倉書房 昭和五三年)二一

六二二〇頁。

- (12) 『秋田県史』資料 古代中世編(秋田県 昭和三十六年)八一頁「類從三代格」卷一二。以後、同書を『県史』と略記する。
(13) 『日本三代実録』(国史大系四 吉川弘文館 貞觀元年八月八日の条に、「勅五畿七道諸国、年貢御鷹、一切停止」とある。

(14) 『県史』一三七頁「花鳥余情」。

- (15) 『吾妻鏡』(国史大系三一 吉川弘文館)建久六年九月二十九日の条。

(16) 右同 建久五年一〇月二二日の条に、

葛西兵衛尉清重献白大鷹一羽。無双之逸物也云々。

とある。

(17) 『姓氏家系大辞典』(一)(同刊行会 昭和九年)葛西氏の項。

(18) 『吾妻鏡』文治五年九月二二日・一〇月二五日の条。

- (19) 豊田武編『東北の歴史』上巻(吉川弘文館 昭和四二年)二二八頁。

(20) 右同二六七頁。

(21) 『大日本古文書』伊達家文書之二(東大出版会 昭和四四年)(二一九号)。

(22) 『古事類苑』遊戯部(吉川弘文館 昭和四四年)一〇一一～一〇一二頁。

(23) (21)二九四号 天正三年一〇月二五日 松井友閑書状。

(24) (19)三八四頁。

(25) 『県史』三〇三～三〇五頁。

(26) 右同 三〇五頁に、「使家臣分内半左衛門尉・南部縫殿助 献上或馬或鷹於信長公、後來毎年如斯(下略)」とある。

(27) 『信長公記』卷一二(史籍集覽 第一九冊)天正七年七月二五・二六日の条。

(28) 『山形市史』史料編I 最上氏関係史料(山形市 昭和四八年)四六〇頁「会津四家合考」に、義光の鷹献上のことがみえる。以後、同書を『市史』と略記する。

(29) 右同 四六〇頁。

(30) 『史料綜覧』卷二一(東大出版会 昭和五二年)天正九年七月二〇日の条。

(31) 『県史』三〇五頁。

(32) 右同 三〇四頁に、「安倍愛季書状案」として

去々年御鷹師被指下候て及其意候処、御祝着之由今度預御書之過分忝存候、(中略)

閏七月廿日

謹上 安土江參(下略)

安倍愛季

と記されており、閏七月は天正五年に該当する。

(33) 奥羽大名の外に、秀吉から鷹を求められたのは島津氏である(『史料綜覧』卷二二 天正一三年二月一五日の条)。島津氏はこれに反発して、足利義昭に幕府再興に協力することを約し、義昭へ鷹・馬・金を贈って忠誠を示した(『同』同年五月二六日の条)。

(34) 小林清治『伊達政宗』(吉川弘文館 昭和三四年)二三〇六七頁。

(35) (21) 三六五号 天正一六年卯月五日 前田利家書状。

(36) 右同 四二一号 天正一六年七月四日 前田利家書状。

(37) 右同 三九一号 天正一六年一〇月五日 富田知信書状、

三九五号 天正一六年一二月二日 同人書状。

(38) 右同 四〇五号 天正一七年正月二八日 富田知信書状。

(39) 右同 四二四号 天正一七年六月九日 豊臣秀吉書状。

(40) 『津輕史』第七卷(みちのく双書特輯号 青森県文化財保護協会 昭和五二年)一頁。

(41) 『市史』一六頁 「最上家譜」所収の徳川家康書状。

(42) 『県史』四〇五〜四〇六頁によれば、天正一八年一二月二一日、小野寺義道が豊臣秀吉、秀次へ鷹を献上し、更に義道は翌年正月一八日にも秀吉へ鷹を献上した(『県史』四一六頁)。

(43) 右同 四七四頁 文祿五年閏七月一九日 豊臣秀吉朱印状。

(44) 『大日本古文書』島津家文書之二(東京大学 昭和一七年)二八七号 一月晦日 足利義昭御内書。

(45) 『豊田武博士古稀記念日本中世の政治と文化』(同会編 吉川弘文館 昭和五五年)所収。

(46) 『新撰北海道史』史料編一(北海道庁 昭和一一年)八三頁

「福山秘府」巻之八。以後、同書を『道史』と略記する。

(47) 「津輕古文書」(東大史料編纂所謄写本)所収、豊臣秀吉朱

印状(臘月一〇日)には、

於其方分領巢鷹商買之儀堅可相留候、菓子降ニ付は無詮鷹共損候由候間、向後入念可相停止之候、猶羽柴会津少将可申候也

臘月十日 御朱印

津輕右京亮とのへ

(48) 『道史』八四頁 「福山秘府」巻之八。

(49) (47) 所収 豊臣秀吉朱印状の文言は、

御鷹儀、津輕右京亮被仰付差上候条、泊々宿並鷹之餌入念自其所々可申付候也

十月晦日 御朱印

秋田分領

八森

(以下の地名は、付表を参照されたい)

(50) 徳川家康が鷹輸送を海上航路で命じたのは、次の家康朱印状によって知られる(中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一、日本学術振興会 昭和三五年 三九二〜三九三頁)。

從松前鷹可指上候之間、於其泊々、宿并餌、可令馳走候、若此旨相背鞞於在之者、可為曲事者也、

御朱印

(慶長九年) 八月十六日

津輕領内 秋田領内 由利領内 庄内領内

越後分領 越中分領 加賀分領 越前分領
近江分領 其外泊々宿中

右の朱印状は、京都迄の鷹送りであるが、家康は当年八月には京都に居た(『慶長日件録』慶長九年六月一日の条に、家康伏見城から二条城に入る記事あり)訳であるから、京都へ直接鷹送りを命じたのであろう。この場合は家康の個人的指令に基づくもので、この後行われた形跡もなく、様式も相違するので徳川政権下に於てはあくまでも例外と見做すべきである。

(51)拙稿「北方辺境藩研究序説」(『弘前大学國史研究』六八・六九合併号 昭和五四年)。

(52)『道史』八五〜八六頁「福山秘府」卷之八。

(53) (40)三五頁に、

(元禄六年)

一、九月十六日、御鷹献上自今以後無用可仕旨被仰出候、とあり、津輕藩には元禄六年九月一日に鷹献上停止が命ぜられた。他藩もほぼ同時期に、鷹献上を免ぜられたものである。

(54)宇都宮から江戸までは、同日付を以て「御蔵入所々 給人中」宛てに同文言の奉書が発せられた(『道史』八五〜八六頁)。

(55)それは、慶長六年正月一七日の徳川家康書状 最上義光宛 同七年五月二三日の同御内書 宗義智宛 同年九月二三日の同御内書 同宛 同一年九月二六日の同御内書 津輕為信

宛である。なお『同書』下卷之一所収(一五二頁)島津藩士鎌田政近書状(慶長六年八月二日付)に

一、景勝御進物之儀、伝説候者、鷹八十もとすへ被上由候、其内拾二もと、銀子千枚、さらしの布たるよし候、是ハ内府様江之御進物斗の事ニて候事、

とあり、関ヶ原の戦の後、徳川家康に自家の存続を願う上杉景勝が、莫大な贈物を家康に呈している様子が窺われ、なかでも多量の鷹を進上したのは注目される。

(56)舟橋秀賢『慶長日件録』第一(統群書類従完成会 昭和五六年)慶長九年八月二日の条に、

(前略)放鷹すえあくる事可為禁制由被仰出、此中放鷹すえあけ令沽却由、依有其間也、其主ハすえあくる事勿論也、かくし置鞞固御禁制也、

とあり、私的放鷹と鷹売買を禁止している。しかしこの令は公家を対象としたものではなからうか。この件に関して他の史料が見当らず、詳細は不明であるが、恐らく慶長一七年の公家衆放鷹の禁に結びつくものであろう。

(57)『大日本史料』第十二編之九(東大出版会 昭和四六年)慶長一七年六月八日の条。

(58)『内閣文庫所蔵史籍叢刊』(一)東武実録一(汲古書院 昭和五六年)寛永三年二月の条。

(59)『大日本古記録 梅津政景日記』二(岩波書店 昭和二九年)元和二年五月二二日の条。以後、同書を『政景日記』と

略記する。

- (60) 右同 七 寛永六年一〇月一日の条。
(61) 『県史』四九一～四九二頁。
(62) 『政景日記』三 元和四年九月一日の条。
(63) 右同 八 寛永八年一月四日の条。
(64) 山形での件は、最上改易に際して山形に出張した家臣に、
売鷹があれば購入するようにと命じたもの(『政景日記』五
元和八年九月一日の条)。鹿島などでの購入は、同七 寛永
五年九月二二日の条。
(65) 海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』(三一書房 昭和五三年)
八九～九〇頁。
(66) 『政景日記』三～九。
(67) 『徳川実紀』第二編(国史大系三九 吉川弘文館)。
(68) 『市史』二五四頁 秋田藩家蔵文書所収。
(69) 右同 二四三頁 同所収。
(70) 右同 二四二頁 同所収。
(71) 『政景日記』六 寛永二年九月二九日の条。
(72) 右同 八 寛永八年一月二日の条。
(73) 右同 八 同年二月二二日の条。
(74) 仁賀保町斎藤昭一郎氏所蔵文書。
(75) 日本歴史地理学会編『奥羽沿革史論』(歴史図書社 大正
五年)四一九頁、吉田東伍博士執筆分。
(76) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』(塙書房 昭和四六年)一

五二頁。

(77) 『政景日記』七 寛永六年七月五日の条に、藩主義宣が家
臣団に他国から鷹購入を禁じていることがみえ、前述のごと
く領内産鷹は將軍家のものであるという義宣の認識からすれ
ば、家臣にとって鷹所持は自動的に不可能になる訳である。

付記

北海道と鷹の問題に関しては、菊池勇夫氏が一九七九年
の地方史研究協議会大会で、「近世前期の松前藩と幕藩
体制」と題して報告された由であるが、筆者はその発表
に接する機会を持たなかった。ただし氏の報告レジュメは
手元にあり、本稿を草するに当り参考にするこのあつ
た事を断っておく。

(昭和五六年二月二六日)